

東京都立神代植物公園植物多様性センター・ボランティア設置及び運営に関する規約の運用指針

平成 26 年 3 月 26 日制定

令和 2 年 10 月 1 日改正

この指針は、東京都立神代植物公園植物多様性センター・ボランティア設置及び運営に関する規約（以下「規約」）の適正な運用を図ることを目的とし、円滑なボランティア活動を推進する上で、必要で具体的な活動実施内容について定めるものである。

- 1 規約第 4 条に定める具体的活動内容は下記のとおりであり、植物多様性センター・ボランティアは下記活動の補助を行うものとする。
 - (1) 情報館内の展示企画・作製に関すること
 - ・展示物の企画・作製（解説文の作製、図版の作製、見本植物の鉢植えなど）
 - ・パソコンに納めた展示資料の企画・作製
 - ・タブレット型コンピューター（iPad など）に納めた資料の企画・作製、液晶ビジョンの DVD（スライド、ビデオ）の企画・作製（教育委員会などからの借用、希少植物の写真やビデオの撮影も含む）
 - ・展示図書のリスト作成・データベース化
 - (2) 情報館及び学習園の解説及び案内、イベントに関すること
 - ・情報館の展示室及び学習園での解説、案内
 - ・情報館の展示室及び学習園での解説プログラムの作成
 - ・園内植物リスト、マップの作成
 - ・植物多様性に関するイベントの企画・運営
 - (3) 学習園の維持管理に関すること
 - ・樹木の剪定
 - ・植物の植え込み
 - ・雑草採り
 - ・園地造成、または造成の補助
 - ・池底の堆積物、汚泥の除去
 - ・園内植物のネームプレートの設置
 - ・園地・園路の落ち葉等の清掃
 - ・ベンチの清掃
 - (4) 植物多様性センターの広報・資料整理関連の事務等
 - ・植物多様性センター活動に関するリーフレットやパンフレットの企画・作成
 - ・植物多様性センター所蔵の文献資料リストの作成・データベース化
 - ・情報館内の受付案内

- 2 植物多様性センター・ボランティア及び公園利用者の安全確保のため、チェーンソー、刈払い機、パワーカート等の機器は使用しないものとする。
- 3 ボランティア活動は無償とし、交通費、昼食代などは支給しない。
- 4 ボランティア活動にあたっては、毎年認定日から当該年度の最終日まで、ボランティア認定証を発行する。
- 5 作業用品（軍手、鎌、剪定バサミなど活動に必要なもの）は、植物多様性センターの所有品を使用することができる。
- 6 ボランティア活動にあたっては、当日のボランティアの代表者が活動日誌をつける。日誌は、植物多様性センターで用意する。

附則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この指針の一部改正は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。